

「ふくまる」生産者登録制度実施要領

(目的)

第1条 本要領は、生産者を品質の安定化に必要な一定の要件により登録することで、「ふくまる」の品質管理を徹底し、高品質・良食味米として生産、流通させるため、生産者登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録機関)

第2条 登録を行う機関は「ふくまる推進協議会」とする。

(登録の対象者)

第3条 登録の対象となる生産者は、「ふくまる」のブランド化の取組に同意する県内の農業者とする。

(登録要件)

第4条 「ふくまる」のブランド化を着実に進めるため、登録要件を以下のとおりとする。

- ① 県が作成した栽培マニュアルを遵守する。
- ② 地域の稲作部会、研究会組織への加盟、もしくは県が開催する技術講習会などへ参加する。
- ③ 種子は毎年100%更新し、再譲渡及び自家採種をしない。
- ④ 栽培履歴を記帳する。
- ⑤ 調製網目は1.85mm以上とする。
- ⑥ 出荷する「ふくまる」は全量農産物検査を受検する。
- ⑦ 集荷団体へのお荷等、具体的な販売（出荷）計画を有する。
- ⑧ 県等が実施する各種調査へ協力する。（出荷計画の報告、玄米サンプルの提供等）

(登録申請)

第5条 登録を希望する生産者は、別に定める「ふくまる」生産に関する誓約書（様式第1号）をふくまる推進協議会長（以下、「会長」という）に、別添のとおり、登録申請する。

(生産者の登録)

第6条 会長は、前条の申請があった場合、書類を確認し、内容に不備がないことが認められたときは、当該年の「ふくまる」生産者として登録する。

(登録内容の変更)

第7条 登録した者で、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「ふくまる」登録内容等変更届出（様式第2号）により、別添のとおり、会長に届け出なければならない。

- (1) 申請書類に記載した内容に変更が生じたとき
- (2) 「ふくまる」の生産又は販売を中止し、再開の見込みがないとき

(報告書の提出)

第8条 登録した生産者、又は登録した生産者が出荷する集荷団体は、次の各号について、定められた期限内に、別添のとおり、提出しなければならない。

(1) 登録した生産者が提出するもの

①購入種子を証明するものの写し

: 提出先及び提出期限 会長あて当該年6月末日まで

②栽培管理記録簿(様式第3号)

: 提出先及び提出期限 集荷団体、業者、または地域農業改良普及センターあて
地域農業改良普及センターに提出する場合には当該年9月末日までとし、集荷団体、業者に提出する場合には各集荷団体が定める期限までとする。

(2) 登録した生産者が出荷する集荷団体が会長に提出するもの

①作付・出荷計画書(様式第4号) : 提出期限 当該年3月末日まで

- 2 購入種子を証明するものの写しについては、生産者の求めに応じて、集荷団体が取りまとめた伝票等で代替することができる。
- 3 様式第3～4号については、同様の内容が確認できる既存の様式で代替することができ、様式第3号については、集荷団体または業者において適切に保管することとする。

(登録した者の責務)

第9条 登録した者は、この要領に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。なお、この要領に定める事項を遵守しなかった者については、次年産に向けた生産者登録を不可とする場合がある。

- (1) 県栽培マニュアルを遵守し、栽培履歴を記帳するとともに、「ふくまる」出荷基準に基づき出荷すること。
- (2) 種子配付を受けた後に、再譲渡および自家採種を行わないこと。
- (3) 玄米サンプルの提出など、県が行う各種調査へ協力すること。
- (4) 自家消費用を除き、全量出荷すること。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

平成27年5月21日一部改正

平成28年5月25日一部改正

平成29年5月25日一部改正

平成30年5月23日一部改正

本改正は平成31年4月1日から施行する。